

介護サービス関係Q&A集

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	提出年月日	平成31年2月15日	基準種別	項目	質問	回答
			Q&A以前				Q&A発行時別、文書番号等 問番号
老人保健課	2761	50個個別施設員員特定 加算・介護職員等特定 加算改善加算	[介護職員員特定 加算・介護職員等特定 加算改善加算]	4 難病	介護職員の配置等要件について、喫煙吸込を必要とする利用者の割合についての要件は、喫煙吸込せないごとに、入居生活改善加算や日々生活改善加算を算定できな いが、既存生活改善化し、3か月以上、継続した場合に算定できるべきである。	・施設の運営等のやむを得ない事情により、配分ルールを設けないと困窮した場合は、施設内にあたる全員を含めるなど、「令和3年度医療機関等における 介護職員の配置等要件について、喫煙吸込を必要とする利用者の割合についての要件について」(令和3年2月11日発令の件)を示す実績報告様式-3-1の 「⑤その他の」に記載されています。 ・その場合でも、特定算による収支を上回る貢献度が必要である。	3.3.19 「令和3年度医療機関等における介護職員の配置等要件についての要件について」(令和3年2月11日発令の件)を示す実績報告様式-3-1の 「⑤その他の」に記載されています。 ・その場合でも、特定算による収支を上回る貢献度が必要である。
老人保健課	2762	02 居宅サービス共通 [通所系・居住系サービス共 通・施設系サービス共通 事項]	4 難病	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、被服マネジメント加算につ いて	・介護職員の配置等要件について、喫煙吸込をやめを図りた場合を除き、すべて提出することとされており ・また、既存生活改善化し、3か月以上、継続した場合に算定できるべきである。 ・既存生活改善化し、3か月以上、継続した場合に算定できるべきであり、当 該システムによって提出ができるからが理由である。 ・利用者単位で情報を提出することができない場合、利用者単位で提出するこ とができる場合においても、該システムによって提出できない場合がある。 ・また、情報の提出が困難であった理由について明記してお必要があ る。	・介護職員の配置等要件について、喫煙吸込をやめを図りた場合を除き、すべて提出すべきであり、当 該システムによって提出ができるからが理由である。 ・利用者単位で提出することができない場合においても、該システムによって提出するこ とができる場合においても、該システムによって提出できない場合がある。 ・また、情報の提出が困難であった理由について明記してお必要があ る。	3.3.20 「令和3年度介護報酬改定 に関するQ&A(vol.1)」令和 3年3月19日の送付について
認知症対策・地域介護 老・人保健課、 高齢者支援課 (未通)	227	02 居宅サービス共通 [通所系・居住系サービス共 通・施設系サービス共通 事項]	4 難病	LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を含まれ るが、LIFEに提出する情報に個人情報を入力したため、個人情報を入力せざ らか、情報の提出には個人情報を入力する必要があります。そのため、情報の提出自体 に問題はない。その他の、加算の算定には問題はないもの、情報の提出本 身については、利用者の同意は必要ない。	LIFEに提出する情報に個人情報を入力せざ らか、LIFEに提出する情報に個人情報を入力したため、個人情報を入力せざ らか、情報の提出には個人情報を入力する必要があります。そのため、情報の提出本 身については、利用者の同意は必要ない。	3.3.20 「令和3年度介護報酬改定 に関するQ&A(vol.1)」令和 3年3月19日の送付について	
認知症対策・地域介護 老・人保健課、 高齢者支援課 (未通)	228	02 居宅サービス共通 [通所系・居住系サービス共 通・施設系サービス共通 事項]	4 難病	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、被服マネジメント加算につ いて	・LIFEに提出する情報に個人情報を入力せざ らか、LIFEに提出する情報に個人情報を入力したため、個人情報を入力せざ らか、情報の提出には個人情報を入力する必要があります。そのため、情報の提出本 身については、利用者の同意は必要ない。	3.3.20 「令和3年度介護報酬改定 に関するQ&A(vol.1)」令和 3年3月19日の送付について	
認知症対策・地域介護 老・人保健課、 高齢者支援課 (未通)	229	02 居宅サービス共通 [通所系・居住系サービス共 通・施設系サービス共通 事項]	4 難病	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、被服マネジメント加算につ いて	・LIFEに提出する情報に個人情報を入力せざ らか、LIFEに提出する情報に個人情報を入力したため、個人情報を入力せざ らか、情報の提出には個人情報を入力する必要があります。そのため、情報の提出本 身については、利用者の同意は必要ない。	3.3.20 「令和3年度介護報酬改定 に関するQ&A(vol.1)」令和 3年3月19日の送付について	
認知症対策・地域介護 老・人保健課、 高齢者支援課 (未通)	230	02 居宅サービス共通 [通所系・居住系サービス共 通・施設系サービス共通 事項]	4 難病	Barthel Indexの読み替えについて - Barthel Index(B)のデータ提出に際して、測定者が、 - BHへの読み替え等を踏まえ、必要に応じて、読み替える際に、正確な回答を測定する - 等の対応を行い、提出するなどが必要がある。	【通知】 Barthel Indexの読み替えについて - Barthel Index(B)のデータ提出に際して、測定者が、 - BHへの読み替え等を踏まえ、必要に応じて、読み替える際に、正確な回答を測定する - 等の対応を行い、提出するなどが必要がある。	3.3.26 「平成30年度介護報酬改定に則するQ&A(vol.6)」(平成30年3月23日)問30、問31は削 除。※ 平成30年度介護報酬改定に則するQ&A(vol.6)。(平成30年8月5日)間は削除する。	
高齢者支援課	1563	20 特定施設入居者生 活介護事業	[通所介護、介護予防] 4 難病	口腔・栄養スクリーニング加算 について	科学的小便器使用加算、ADL機能等加算(「看つけ(II)、自立支援定期加算、西別機 械式シート」)、ドアノブ・リバース・ショット等の評価結果又は作業保険申請書等に依 る定の算定率、算定度について検討されているICFデータシート等から読み替えたものと見出し てはいか。	科学的小便器使用加算、ADL機能等加算(「看つけ(II)、自立支援定期加算、西別機 械式シート」)、ドアノブ・リバース・ショット等の評価結果又は作業保険申請書等に依 る定の算定率、算定度について検討されているICFデータシート等から読み替えたものと見出し てはいか。	3.3.26 「令和3年度介護報酬改定 に関するQ&A(vol.3)」令和 3年3月26日の送付について

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
高齢者支援課	1564	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にADL維持等加算を実施する場合には、LIFEを用いて提出することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 介護保険 明細書類 vol.952 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	34
高齢者支援課	1565	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	事業所又は施設において、評価が象徴的期間が6月を超えることは、どのように差別化されるか。	サービスの利用に当たり、6日以上のサービス開始に係る計算を行つても、該月において、評価期間の中で当該サービスを利用した月と見なされる。	3.3.26 事務規程 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	35
高齢者支援課	1566	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	これまでADL維持等加算を算定しているかつど事業所又は施設が、令和3年度又は令和4 年度に新たに算定を行う場合の届出は、どのように行なうのか。	令和3年度に加算の算定期限によってする場合は、算定期間によってする月の前月までに、介護報酬改定に係る算定期間によってする月の前月までに、LIFEにてADL維持等加算の算定期間によってする月の前月までに、介護給付費改定は児一等のLIFE算定期間によってする月の前月までに、「2 あり」と記載した場合に、LIFE上より提出が行なう所で、申請の第2段を開始し、算定の請求書を提出すること。	3.3.26 事務規程 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	36
高齢者支援課	1567	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	これまでADL維持等加算(1)-(I)につ いて	なお、「ADL維持等加算(1)-(I)」に係る基準(減点から始めた場合に、今後ADL維持等加算を算定期間によってする月の前月までに申請を行なうこと。)	3.3.26 事務規程 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	37
高齢者支援課	1568	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	これまでADL維持等加算を算定期間によってする月の前月までに申請を行なう所で、該月において、評価が象徴的期間が6月を超えていたが、今月の次回の評価が象徴的期間が6月を超えていたが、そのフローはどうなるのか。	各事業者がLIFEを用いてADL維持等加算を算定期間を踏まえて決定され	3.3.26 事務規程 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	38
高齢者支援課	1569	20 特定施設入居者生 活介護事業	ADL維持等加算(1)-(I)につ いて	これまでADL維持等加算(1)-(I)につ いて	これまででは評価対象期間月と、当該月から評価して6月目の値で評価していたが、今月の次回の次回の評価が象徴的期間が6月を超えていたが、その後の月が1月すれただということ。	3.3.26 事務規程 「令和3年度介護報酬改定 に際するQ&A (vol.13)」令和 3年3月26日の送付について	Q&A発行時期、文書番号等	39

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年版31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答
					QA発行時期、文書番号等 問番号	文書名
高齢者支援課	1570	20 特定施設入居者生 活介護事業	AD-継続等加算(1)-(II)につ いて	令和2年度のADL便を調 べて入力する際に、過去のADL便について は評議者がリハビリ担当者や専門職であ り、一定の研修を受けた者が規定するものとす る。これは問題ない。令和3年度以降のADL便は、 「会員登録料」が付与される。	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	40
高齢者支援課	1571	20 特定施設入居者生 活介護事業	AD-継続等加算(1)-(II)につ いて	同一施設内で予防サービスを行つては、要介護から要介護になつた初日が障害対象利用開始日とな る。	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	41
高齢者支援課	1572	20 特定施設入居者生 活介護事業	AD-継続等加算(1)-(II)につ いて	指定管理者「介護付用賃貸等施設一覧表」(厚生労働省)を2枚提出する。ただし、ADL維持等加算 IIIと「なし」とどちらか。	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	42
高齢者支援課	1573	20 特定施設入居者生 活介護事業	AD-継続等加算(III)について	令和4年度もADL維持等加算(III)の算定を予定している事業所は、介護給付算定区分が「2」であり、「ADL維持等加算 III」が「あり」といって記載するとして良いか。	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	43
高齢者支援課	1574	20 特定施設入居者生 活介護事業	AD-継続等加算(IV)につ いて	口腔衛生の管理、口腔衛生管 理物的加算について 【介護予防】特定施設 入居者生活支援、介護老 人福祉施設、認知症特 別型特需施設、入居者 生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設】	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	80
高齢者支援課	1575	20 特定施設入居者生 活介護事業	特定施設入居者生活 介護、介護老人福祉施 設】	介護機器を使用した業務効率化のイメージ如何 -例えば、以下の項目が考えられる -電子機器を使用して常時見守りが可能なことによって、ケアが必要な入居者等へ 直接見守る時間や手間ができる。 -インカム等の統計調査に要する時間も効率化させる。 -バッテリ性能等で介護機器改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	81
高齢者支援課				入居経験支拂加算、日常生活 経験支拂加算	3.3.26 「会員登録料」付与改定 に付するQQA (v1.3) 令和 3年3月26日の送付につ いて	82

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	項目	質問	回答	
			文書名	問番号	QA発行時期、文書番号等	
高齢者支援課	1576	20 特定施設入居者生 活介護事業 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】	4 軽難 口腔衛生管理体制加算について、目的の提出場所、入院又は外泊した場合や月の途中か ら入院した場合にはどのように戸別に算定されるのか。	口腔衛生管理体制加算につい て 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中か ら入院した場合にはどのように戸別に算定されるのか。	入院・外泊中の期間は除き、当該月に計上で1日でも当該施設に在所した入所者について 算定できる。 ※ 平成20年度介護報酬改定に則するQ&A(vol.1)（平成20年3月23日）問740の修正。 ※ 平成20年3月26日の送付について 基準規程第3章第1節「介護報酬改定」の「令和3年3月1日以後の介護報酬改定を に則してQ&A(vol.1)（平成20年3月23日）問740の修正。」 3年3月26日の送付について	
高齢者支援課	1577	20 特定施設入居者生 活介護事業 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】	4 軽難 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中か ら入院した場合にはどのように戸別に算定されるのか。	口腔衛生管理体制加算につい て 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中か ら入院した場合にはどのように戸別に算定されるのか。	※ 平成20年3月26日の送付について 基準規程第3章第1節「介護報酬改定」の「令和3年3月1日以後の介護報酬改定を に則してQ&A(vol.1)（平成20年3月23日）問800の修正。」 3年3月26日の送付について	
高齢者支援課	1578	20 特定施設入居者生 活介護事業 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】	4 軽難 入居経続支援割算 看取り介護加算(Ⅰ)	入居経続支援割算 期間が月の属する月の前3ヶ月としているところ、届出業務負担報酬等の報点 顯示のところどり。 ※、変更がある場合の対象期間も同様の取扱いとする。 <例> 届出日が7月1日の場合 受取日 4、5、6月の実績のうち ※受取又は届出看護職員が記載されている場合には、看取り介護加算(Ⅰ)を、配慮され ていない日にこな、看取り介護加算(Ⅰ)を算定することができない。	3年3月26日には、届出日の属する月の前3ヶ月としているところ、届出業務負担報酬等の報点 顯示のところどり。 ※、変更がある場合の対象期間も同様の取扱いとする。 <例> 届出日が7月1日の場合 受取日 4、5、6月の実績のうち ※受取又は届出看護職員が記載されている場合には、看取り介護加算(Ⅰ)を算定され ていない日にこな、看取り介護加算(Ⅰ)を算定することができない。	3.3.26 介護報酬改定 令和3年度介護報酬改定 に則してQ&A(vol.3)と して 3年3月26日の送付について
高齢者支援課	1579	20 特定施設入居者生 活介護事業 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】 【介護予防】 【特定期別施設 入居者生活】	4 軽難 看取り介護加算(Ⅱ)	特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(Ⅱ)は、看取り介護加算(Ⅰ)と併算可 能か。	特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(Ⅱ)は、看取り介護加算(Ⅰ)と併算可 能か。	3.3.26 介護報酬改定 令和3年度介護報酬改定 に則してQ&A(vol.3)と して 3年3月26日の送付について
老人保健課	2752	50 介護器具調理者 加算 【介護器具等特 性介護者加算】 【介護器具等特 性介護者加算】	2 設備 ナーケース提供体制強化 加算	施設調理器具等の介護器具の身体的負担緩和のための介護技術の整 得支援、介護器具等特 性介護器具等の導入及び修繕等による介護対策の実施」が 設けられますが、新たに追組を行なうが、新たに追組を行なうにあたり参考にできるものはあるか。	18日付基準06.18第1号「施設における調理予防対策指針(平成21年6月 におり参考にされたい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/29852000034444-att/29852000034444.pdf	3.3.26 介護報酬改定 令和3年度介護報酬改定 に則してQ&A(vol.3)と して 3年3月26日の送付について
老人保健課	1833	01 介護サービス共通 【ナーケース提供体制強化 加算】	ナーケース提供体制強化 加算	「10年以上介護福祉士が30%以上いう県工作区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	「ナーケース提供体制強化加算における勤続年数が10年以上の者の 計合と要件としたものを持り、同一法人人事部の方に持つ勤続年数について、同一法人等での勤続年数が10年以上経過していることを求めるものではない。」 「同一法人人事部の方に持つ勤続年数の考え方について、当該施設・事業所での勤続年数や異なる費用形態、 介護職員の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではない。」 「同一法人人事部の方又は別法人へ向ける勤続年数の考え方について、当該施設・事業所の職員の勤続年数 は通算がならないこと」等。 「同一法人の法人の代表者等が同一の部署で、採用や人事異動、研修が一体的に行っており、当該事業所における勤務も含められる。」 「また、介護職員等定員比率改善加算における「10年以上の勤続年数」における介 護職員の勤続年数10年の者の方は、10年以上勤務したことにより留置する。」 ※ 平成21年4月改定版Q&A(vol.1)（平成21年3月23日）問5は削除する。	3.3.26 介護報酬改定 令和3年度介護報酬改定 に則してQ&A(vol.3)と して 3年3月26日の送付について 126

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年月日	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
高齢者支援課	1580	平成31年2月5日 Q&A以前	4種類	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算について、「認知症介護の専門性」について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の技術」、「認知症介護に関する専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	・認知症専門ケア加算の評議会の研修などを含む。 ①日本看護協会認定看護師認定制度認定看護師の研修 ②日本看護協会が認定している認識系大学院の老人看護及び精神看護の専門看護教育課程 ③日本精神科看護学会が認定している精神科看護の専門看護教育課程 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。」	Q&A発行時期、文書番号等 3.3.29 基盤整備委員会情報登録システムの953 「令和3年度介護報酬改定情報登録システムの令和3年3月29日の送付につ いて」	29
高齢者支援課	1581	平成31年2月5日 Q&A以前	4種類	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算について、「認知症介護の専門性」について、「認知症介護の技術」、「認知症介護に関する専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	・認知症専門ケア加算の評議会の研修などを含む。 ①日本看護協会認定看護師認定制度認定看護師の研修 ②日本看護協会が認定している認識系大学院の老人看護及び精神看護の専門看護教育課程 ③日本精神科看護学会が認定している精神科看護の専門看護教育課程 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。」	Q&A発行時期、文書番号等 3.3.29 基盤整備委員会情報登録システムの953 「令和3年度介護報酬改定情報登録システムの令和3年3月29日の送付につ いて」	30
高齢者支援課	1582	平成31年2月5日 Q&A以前	4種類	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算について、「認知症介護の専門性」について、「認知症介護の技術」、「認知症介護に関する専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	・認知症専門ケア加算の評議会の研修などを含む。 ①日本看護協会認定看護師認定制度認定看護師の研修 ②日本看護協会が認定している認識系大学院の老人看護及び精神看護の専門看護教育課程 ③日本精神科看護学会が認定している精神科看護の専門看護教育課程 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。」	Q&A発行時期、文書番号等 3.3.29 基盤整備委員会情報登録システムの953 「令和3年度介護報酬改定情報登録システムの令和3年3月29日の送付につ いて」	31
高齢者支援課	1583	平成31年2月5日 Q&A以前	4種類	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算について、「認知症介護の専門性」について、「認知症介護の技術」、「認知症介護に関する専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	・認知症専門ケア加算の評議会の研修などを含む。 ①日本看護協会認定看護師認定制度認定看護師の研修 ②日本看護協会が認定している認識系大学院の老人看護及び精神看護の専門看護教育課程 ③日本精神科看護学会が認定している精神科看護の専門看護教育課程 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。」	Q&A発行時期、文書番号等 3.3.29 基盤整備委員会情報登録システムの953 「令和3年度介護報酬改定情報登録システムの令和3年3月29日の送付につ いて」	32
高齢者支援課	1584	平成31年2月5日 Q&A以前	4種類	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算について、「認知症介護の専門性」について、「認知症介護の技術」、「認知症介護に関する専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	・認知症専門ケア加算の評議会の研修などを含む。 ①日本看護協会認定看護師認定制度認定看護師の研修 ②日本看護協会が認定している認識系大学院の老人看護及び精神看護の専門看護教育課程 ③日本精神科看護学会が認定している精神科看護の専門看護教育課程 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。」	Q&A発行時期、文書番号等 3.3.29 基盤整備委員会情報登録システムの953 「令和3年度介護報酬改定情報登録システムの令和3年3月29日の送付につ いて」	33

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別 平成31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	項目	質問	回答	
					文書名	問番号
高齢者支援課	1595	20 特定施設入居者生 活介護事業	5その他 介護車用型	既存の指定施設契約については、現に入居者が介護車用型特定施設の入居者の要件を満たしていないかつ、当該要件が、指定措置に該当しないこと(即ち、しているものとされる)から、その際に、再指定又は新規作出が必要となるものである。特定位の利用目的について、並めて当該の利用目的に該当する場合は、その特定位の利用目的の外に、他の利用目的(「複数利用」)による利用が認められる場合(「複数利用」)においては、介護車用型特定施設以外の特定施設(混合型)(参考:二位 体表記入室者)においては、介護車用型特定施設以外の特定施設を適用することとしている。	18.3.27 介護車用型特定施設の要件を満たしていない場合における再指定又は新規作出の手続 vol.60 平成29年4月改正版vol.0 & A vol.2	41
高齢者支援課	1596	20 特定施設入居者生 活介護事業	5その他 生所地特例	生所地特例の対象施設である特定施設は、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた特設施設の外に限られるのが、	18.4.21 介護車用型特定施設に関する問 vol.97 住所地特例対象施設に関するQ&A	
高齢者支援課	1597	20 特定施設入居者生 活介護事業	5その他 法定代理受領額	法定代理受領額セーバー及び運営会員セーバーに係る同意書等の附録の規定により、法定代理受領額セーバーの利用に際しては、法定代理受領額セーバーの提出により、法定代理受領額セーバーの同意書の捺印(捺印の代りにサイン)を受けることにより、法定代理受領額セーバーの同意を得ると認められる。法定代理受領額セーバーの捺印(捺印の代りにサイン)を受けることにより、法定代理受領額セーバーの同意を得ると認められる。	18.4.28 事務基盤 高齢者支援課 法第42条第1項の規定による法定代理受領額セーバーの利用に際しては、法定代理受領額セーバーの同意を得ることにより、法定代理受領額セーバーの捺印(捺印の代りにサイン)を受けることにより、法定代理受領額セーバーの同意を得ると認められる。	
認知症施策・地域介護 推進課、 老人保健課、 高齢者支援課 (主通)	210	01 全サービス共通 【全サービス共通】	5その他 指定基準の記録の整備の規定	指定基準の記録の整備の規定について、(その)完結日の日止の際が示されたが、指定権者が独自に決定を定めている場合は、当該規定に従っては、指定期 間の終了日止を示す。	3.2.78 指定期間における「その」完結日の日止の如き。 ただし、指定権者が各自に規定を定めている場合は、当該規定に従っては、指定期 間の終了日止を示す。	2 に該当しないものではない。 (会員登録料金を支拂う場合) に該当しないものではない。 (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合) (会員登録料金を支拂う場合)

別添

老老災0325第1号
保医祭0325第2号
令和4年3月25日

地方厚生、(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

- (1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い医療行為が必要となった場合には、当該患者を医療保険適用病床に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は診療所の病床の空き状況等により、患者を転床させず、当該介護保険適用病床において緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このような場合については、当該病床において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、この場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものであること。
- (2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わないものであること。

2 第2号関係について

- (1) 療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその努力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介護体験適用の指定を受けることにより要介護被保険者以外の患者等に対する対応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ病室(当該病院にあっては、患者の性別ごとに各1つの合計2つの病室(各病室の病床数が4を超える場合には4病床を上限とする。))を定め、当該病室について地力厚生(支)局長において行った趣意には、当該病室において行つた趣意に係る給付は、医療保険から行うものとすること。
- (2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行いう場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用病床における療養型介護保険施設サービス費又は診療所型介護保険施設サービス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届け出るものであること。

3 第3号関係について
介護保険適用病床に入院している患者に対し歯科療養を行った場合についての当該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

- 第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について
- 1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合
- (1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

「記」以下を別添のとおり改める。

記

- (2) 病院であつて、当該病院の療養病床（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けた場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行つた療養に係る給付は、介護保険がら行うものとすること。
- (3) 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であつて、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する患者について療養の給付（健康保険法（人正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうとしたときに限り、当該病室において行つた療養に係る給付は、医療保険がら行うものとすること。

2 施設基準関係

- (1) 1病棟における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用病床（以下「医療療養病床」という。）との看護師等の配置基準を採用できること。
- (2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療療養病床の場合は療養病棟人院料1又は2、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費）を採用するものとすること。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがある。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を採用することもできるものである。なお、医療療養病床に係る届出については、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）に基づき、療養病棟入院料1若しくは2又は有床診療所療養病床入院基本料を届け出るものである。
- (3) 夜間勤務等の体制については、病棟ごとに品出しを行うことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分けた場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとすること。

- 3 入院期間、平均在院日数の考え方について
- (1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、1病棟に転換した場合は、転換後30日までの間は、新規入院者と同様に取り扱うこと。
- (2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に

取り扱うものであること。

(3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同様であること。

4 介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

(1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。

(2) この場合において、医療保険における患者の一切負担の取扱いについても通常の外系に要する費用負担によるものであること。

5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

(1) 同一施設内の医療保険適用病床へ転出した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理料は算定できないものであること。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す必要が生じた場合には、この限りでない。

(2) 同一施設内の医療保険適用病床から、介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した者又は当該医療機関と一緒にして運営されるサテライト型小規模介護療養型老人保健施設に入所した者にあっては、特別療養費又は特別診療費に算定する初期人所診療加算は算定できないものである。ただし、当該施設の人所期間及び当該施設入所前の医療保険適用病床における入所期間が通算して6月以内の場合であつて、当該入所した者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、診療計画を見直す必要が生じた場合には、この限りでない。

(3) 医療保険適用病床から介護保険適用病床へ転出入又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合、当該転床又は人所した週において、医療保険の薬剤管理制度を算定している場合には、特定診療費、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理制度は算定できないものである。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転出入又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設から医療保険適用病床に入院した場合についても同様であること。

(4) 特定診療費又は特別診療費として定められた理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団コミュニケーション療法及び精神科作業療法並びに特別療養費として定められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとする。ただし、共用する場合にあっては、施設基準及び人員配当基準等について、特定診療費、特別療養費又は特別診療費及び医療保険のそれぞれにおいて定められた施設基準の両方を同時に満たす必要があること。

- 6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について
- (1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は対診を求めることがあります。
 - (2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。
 - (3) (2)にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要とした場合(当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。)であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合(当該診療に係る専門的な診療科を標準とする他保険医療機関(特別の関係にあるものを除く。)において、次に掲げる診療行為を含む診療行為が行われた場合に限る。)は、当該患者について算定する介護療養施設サービス費に含まれる診療が当該他保険医療機関において行われた診療に含まれる場合に限り、当該他保険医療機関において、当該診療に係る費用を算定できる。ただし、短期滞在手術等基本料3、医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びリハビリテーションに係る費用(当該専門的な診療科に特有の薬剤を用いた投薬又は注射に係る費用を除く。)は算定できない。

- ア 初・再診料
 イ 短期滞在手術等基本料1
 ウ 検査
 エ 画像診断
 オ 精神科専門療法
 力 処置
 キ 手術
 ク 麻酔
 ケ 放射線治療
 コ 病理診断
- (4) 他保険医療機関は、(3)のアからコまでに掲げる診療行為を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に、「入院介護療養型医療施設名」、「受診した理由」、「診療科」及び「(地)(○)受診日数:〇日」と記載すること。
- 第3 介護調整告示について
 要介護被保険者等である患者(介護医療院に入所中の患者を除く。)に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙1を参照のこと。
- なお、要介護被保険者等であつて、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)も併せて参照すること。
- 第4 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について
- 1 介護医療院に入所中の患者に対する診療の基本的な考え方は、第2の6の(1)、(2)及び(4)の例によること。
 - 2 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となつた場合には、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。
 - 3 医療療養病床及び介護新規病床が混在する病棟の一部を介護医療院に転換した場合、夜間勤務等の体制については、第2の2の(3)の例によること。
- 第5 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項
- 1 同一日算定について
 診療報酬点数表の別表第一第2章第2部(在宅医療)に掲げる療養に係る同一日算定期間する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。
 - 2 月の途中で要介護被保険者等となる場合等の留意事項について
 要介護被保険者等などなった日から、同一の傷害又は疾患等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定期間に制限がある場合(医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合は月4回など)については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。
 - 3 訪問診療に関する留意事項について
 (1) 指定性定施設(指定居宅サービス等の事業の事業の人)、設備及び運営に関する基準
 (平成11年厚生省令第37号)第174条第1項)、指定地域密着型特定施設(指定地
 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働
 省令第34号)第109条第1項)又は指定介護予防特定施設(指定介護予防サービ
 ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防
 のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第230
 条第1項)のいずれかに人呂する患者(指定居宅サービス等の事業の事業の人員、設備
 及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用指定特定施設
 人居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに
 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については在宅患者連携指導料は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。
- (3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日厚生労働省告示第0331002号）に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅患者連携指導料と同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者料との合算が算定できない。

介護保険における居宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

在宅患者訪問点滴注射管理指導料に関する留意事項について
小児複機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について
精神疾患有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が半身病である患者（精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。）については算定できない。

訪問看護等に関する留意事項について
(1) 訪問看護料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指定期に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護料に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準等」という。）第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合は（退院支援指導料に係る指定訪問看護については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指定期に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護料提供療養費1については、同・月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。）、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合（認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。）及び入院中（外泊

日を含む。）に退院に向けた指定訪問看護を行いう場合には、算定できる。
ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護料を算定している月にあっては24時間対応料又は緊急救護予防訪問看護料を算定している月にあっては医療保険の特別管理加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては医療保険の看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）は算定できない。

(2) 要介護被保険者等について

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について
在宅患者訪問リハビリテーション指導料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14口間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、専用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料（以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。）を算定するリハビリテーション（以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。）を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション（以下「介護保険における疾患別リハビリテーション」という。）の利用開始日を含む月の翌々月まで、当該リハビリテーションに係る疾患等に係る疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することになった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険における疾患別リハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能であること。併用する場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できるリハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支援によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとはみなさない。

11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

- (1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間内においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。
ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の人居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の人居者以外のものに対して行う重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。
- (2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の人居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

12 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロボエチン、ダルベボエチン、エポエチノベータペゴル及びII F - PH阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、ドクタ糖液等についても別に算定等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ドクタ糖液等についても別に算定できない。また、H1 F - PH阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙1)

		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
区 分	(次の括弧内に入居又は入所する者を含む。) ① 入住中の患者 ② の患者	ア.介護休養型医療施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(施設の床数(施設の床数)を有する施設)を有する者(施設の床数(施設の床数)を有する者)を受けている患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(施設の床数(施設の床数)を有する者)を受けている患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(施設の床数(施設の床数)を有する者)を受けている患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(施設の床数(施設の床数)を有する者)を受けている患者
初 初診料	○	—	○	○	○
入院料等	×	—	○	○	○
0001010 入院栄養食事指導料	—	—	—	—	—
0010224 外来臨床アセスメント料	○	—	—	—	—
0010225 服用依頼者指導料	○	—	—	—	—
0010226 検査依頼者指導料	○	—	—	—	—
0010227 特殊検査料	○	—	—	—	—
0010232 一般外治保険料	○	—	—	—	—
0010233 生活助成費料	○	—	—	—	—
0001034 ハニカム	○	—	—	—	—
00012-5 陰内トリージ完結料	○	—	—	—	—
0001-2-6 表面化日本語翻訳医学用語料	○	—	—	—	—
0001-2-7 外来ハビテーション治療料	○	—	—	—	—
0001-2-8 外来放射線診療料	○	—	—	—	—
0001-2-12 外来顧客料	○	—	—	—	—
0004 運送助成料	—	—	—	—	—
0005 調理料	—	—	—	—	—
0005-1-2 介護支援料	—	—	—	—	—
0005-6 がん治療連携料	○	—	—	—	—
0005-6-2 がん治療連携料	○	—	—	—	—
0005-6-4 がん治療連携料	○	—	—	—	—
0005-7-2 認知症門診料	○	—	—	—	—
0005-8 精神インター・ワーキング料	○	—	—	—	—
0005-9 これらの連携料	○	—	—	—	—
0005-10 これらの連携料	○	—	—	—	—
0007 退院助成料	—	—	—	—	—
0008 病院管理料	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(次の添付、「入院中の患者」に入居する者を含む。) 区分		2. 入院中の患者						3. 入所中の患者					
自己、社宅生活施設等 自慢、入浴施設、身体障害者居住所等 出向勤務者生活施設、施設入所者個別 施設(以下「施設」といふ。)	※1	特定施設(指定特定施設、指定即期 特需施設等、(以下「施設」といふ。)) (認可施設等の施設に限る。) 施設の病床以外の病床を有する場合、 その病床のうち、小規模多機能 型障害者支援施設等(以下「施設」といふ。) 施設の病床以外の病床を有する場合、 その病床のうち、小規模多機能 型障害者支援施設等(以下「施設」といふ。) 施設の病床以外の病床を有する場合、 その病床のうち、小規模多機能 型障害者支援施設等(以下「施設」といふ。)	介護施設(介護付養護施設、認定保健 施設の病床を除く。 介護付養護施設、認定保健施設又は介護予防 施設の病床を除く。但し、認定保健施設の病床を 除く。)を受ける患者										
C 0 0 1 - 2 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)	O	○ ※10	—	x	—	x	x	x	—	x	x	x	—
C 0 0 2 在宅特医学会会員料	O	○ ※10	—	—	—	x	x	—	—	x	x	x	—
C 0 0 2 - 2 施設入院時等医学検査会員料	—	O	—	—	x	x	x	x	x	—	x	x	—
C 0 0 3 病室がん医療会員料	O	○ ※10	—	○	—	x	x	x	x	x	x	x	—
C 0 0 4 緊急救護診療料	○	○ ※10	—	—	x	x	x	x	x	x	x	x	—
C 0 0 5 在宅患者訪問検査料	O	○ ※2 及び※11	○ ※2	—	x	x	x	x	x	x	x	x	—
※1 在宅同一被服・被服・消耗物等費用、当該 同一被服において同一日に2回以上医療用替え部 分を算定される場合は、同一被服をもうかる部 分を算定する。	O	○ ※2 及び※11	○ ※2	—	x	x	x	x	x	x	x	x	—
※2 介護施設・介護付養護施設等料 ※3 ミナカケア加算会員料	O	○ ※2 及び※11	○ ※2	—	x	x	x	x	x	x	x	x	—
※4 介護施設運営費	O	○ ※2 及び※11	—	x	x	x	x	x	x	x	x	x	—
※5 その他の加算	O	○ ※2 及び※11	—	x	x	x	x	x	x	x	x	x	—
C 0 0 6 - 2 在宅患者訪問点算料等料	O	○ ※2	—	x	x	x	x	x	x	x	x	x	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
区分	(次の添削に「入院中の患者が入所する場合」の患者を含む。)	ア 介護保険料認定施設、指定施設(指定特定施設、指定特認施設)、介護保険料特認施設に就かる。(「入院中の患者が入所する場合」の患者を含む。)	ア 介護保険料認定施設(認定施設)、介護保険料特認施設(認定特認施設)又は介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)又は介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)に就かる。(「入院中の患者が入所する場合」の患者を含む。)	ア 介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)又は介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)に就かる。(「入院中の患者が入所する場合」の患者を含む。)	ア 介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)又は介護老人保健施設(介護老人保健施設特別認定施設)に就かる。(「入院中の患者が入所する場合」の患者を含む。)
C 0 0 6 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者において同一日同一被保険者を含むが異なる被保険者から複数回同一被保険者を算定する場合は算定する区 分を算定)	○ハビリテーション指導料必要な患者を見る。)	—	—	×	—
C 0 0 7 訪問者診察料	○	—	×	×	○(未契約の患者に限る。)
C 0 0 7-2 介護職員等添付料等指示料	○	—	×	×	—
C 0 0 8 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者における被保険者のうち担当者より該当する区分を算定する場合	×	—	—	×	—
C 0 1 0 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者における被保険者のうち担当者より該当する区分を算定する場合	○	—	—	—	—
C 0 1 1 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者における被保険者のうち担当者より該当する区分を算定する場合	○	—	—	—	—
C 0 1 2 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者における被保険者のうち担当者より該当する区分を算定する場合	○	○	—	—	—
C 0 1 3 在宅患者訪問回数ハビリテーション指導料同一被保険者における被保険者のうち担当者より該当する区分を算定する場合	○	—	—	—	—
検査	○	—	—	—	—
画像診断	○	—	—	—	—
接種	○	—	—	—	—
注射	○	—	—	—	—
リハビリテーション	○(同一の疾患等について、既に保険料におけるハビリテーションを行う場合は、同開始月の3ヶ月以内は算定不可。)	○	—	—	○(同一の疾患等について、既に保険料におけるハビリテーションを行う場合は、同開始月の3ヶ月以内は算定不可。)
1002 測定・在宅精神機能 (1)測定検査法に限る。)	○	—	—	—	○(同一の疾患等について、既に保険料におけるハビリテーションを行った月以後は算定不可。)
1002 測定・在宅精神機能 (2)在宅精神機能	○	—	—	—	○(同一の疾患等について、既に保険料におけるハビリテーションを行った月以後は算定不可。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入所中の生者	
(次の状況に入居又は入居する旨を有する者の患者)		ア 介護保険料医療費負担割合(認定施設等の施設料金を算定する場合)		ア 介護保険料医療費負担割合(認定施設等の施設料金を算定する場合)	
区 分	自家、社会福祉施設等、身体障害者居住所、出張施設、入浴施設、施設等専門的施設等による医療又は介護を受ける者を算定する場合(認定施設等による医療又は介護を受ける者)(認定施設等による医療又は介護を受ける者)※1	特定期限(指定特定医療費、指定専用施設等施設料金を算定する場合)、特定期限(認定施設等の施設料金を算定する場合)又は介護又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)による医療又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)※2	介護保険料医療費負担割合(認定施設等の施設料金を算定する場合)又は介護又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)による医療又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)※3	介護保険料医療費負担割合(認定施設等の施設料金を算定する場合)又は介護又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)による医療又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)※4	介護保険料医療費負担割合(認定施設等の施設料金を算定する場合)又は介護又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)による医療又は介護を受ける者(認定施設等の施設料金を算定する場合)※5
1 0 0 3-2 認知症五・認知行動療法	○	—	—	○	○
1 0 0 5 入院薬剤開発療法	—	○	○	○	—
1 0 0 7 痢疾料作業療法	○	○	○	○	○
1 0 0 8 入院生活技能訓練療法	—	○	○	○	—
1 0 0 8-1 精神科ショート・ケア	○	○	○	○	○
1 0 0 8-2 精神科ショート・ケア	○	○	○	○	○
注 5	精神科通所介護費又は通所介護料(認定料)による食事又は所内介護料による食事又は所外介護料による食事(認定料)を算定する場合(認定料)※6	○	○	○	○
1 0 0 9 精神科ティ・ケア	○	○	○	○	○
注 6	精神科通所介護費又は通所介護料(認定料)による食事又は所内介護料による食事又は所外介護料による食事(認定料)を算定する場合(認定料)※7	○	○	○	—
1 0 1 0 精神科ナイト・ケア	○	○	○	○	—
1 0 1 0-2 精神科ナイト・ケイト・ケア	○	○	○	○	—
1 0 1 1 新精神科通所指導料	○	○	○	○	—
1 0 1 1-1 新精神科通所指導料(認定料)※8	○	○	○	○	—
1 0 1 1-2 新精神科通所指導料(認定料)※9	○	○	○	○	—
地 区 介護報酬適格化加算	○	○	○	○	—
0 1 2-2 精神科訪問看護料	○	○	○	○	○
1 0 1 5 重複認定患者ティ・ケア料	○	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○
總額	○	○	○	○	○

精
神
科
通
所
介
護
費
又
は
所
外
介
護
料
(認
定
料)
を
算
定
す
る
時

算定